



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 日本フェルト株式会社
代表者名 取締役社長 芝原 誠一
(コード番号 3512 東証第1部)
問合せ先 取締役総務部・人事部統括部長 矢崎 荘太郎
(TEL. 03-5993-2030)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 28 年 5 月 13 日開催の当社取締役会におきまして、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 152 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) ガバナンスの強化と業務執行の明確化を目的として、執行役員制度を導入することにとまない、取締役の定員を 10 名から 8 名に減員するものであります。(変更案第 17 条)
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役の間でも責任限定契約を締結することが認められたことにとまない、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更を行うものであります。(変更案第 24 条・第 30 条)
 なお、変更案第 24 条(社外取締役との責任限定契約)を変更する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示すものであります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。</p> <p>第 18 条 ～ (条文記載省略)</p> <p>第 23 条 (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 24 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を、社外取締役との間に締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は <u>8</u> 名以内とする。</p> <p>第 18 条 ～ (現行どおり)</p> <p>第 23 条 (取締役との責任限定契約)</p> <p>第 24 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>

<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第25条 ～ (条文記載省略)</p> <p>第29条 (<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を、<u>社外監査役</u>との間に締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第25条 ～ (現行どおり)</p> <p>第29条 (<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を、<u>監査役</u>との間に締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
---	--

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月29日予定
定款変更の効力発生日	平成28年6月29日予定

以 上